

【8用語】

【水帳・みずちょう】「検地帳」のこと。検地（田畠等の測量調査）の結果を記録した帳簿。「縄打帳」（なわうちちょう）ともいう。

【下々田・げげでん】田地を等級分けしたうちの最下級の田。

【小以・こい】数量の小計の意。

【上畠・じょうはた】畠作地を等級分けしたうちの最上級の畠。

【町・反・畝・歩・ちょう・たん・せ・ぶ】土地の面積を表す単位、一町 \parallel 十反、一反 \parallel 十畝、一畝 \parallel 三十歩、一步 \parallel 一坪。

【町・反・畝・歩】で表した面積を反別という。

【川欠・かわかけ】河川の氾濫によつて田畠が流失・荒廃すること。

【永引・えいびき】荒廃した耕地の復旧が困難な場所の年貢を永久に免除すること。

【麦田・むぎた】稻のあとに麦を植えるなどの裏作が可能な田。米・麦二毛作の田、石盛は上田扱い。

【8解説】

検地とは、村の田畠屋敷一筆ごとに面積を実地丈量して反別・耕作人などを査定することであり、その台帳を「検地帳」・「水帳」・「縄打水帳」などと呼んだ。検地は、支配領主が土地と村民を把握するために実施したもので、これが基礎となつて村の石高が決定し、村々へ年貢が賦課されることになつた。本文は、土地一筆ごとに名所（などころ、小字名）、地目（ちもく、田畠屋敷の区別）、反別（たんべつ、面積）、名請け人（耕作者）の順に記載されており、最後に田畠屋敷の等級ごとに集計して石高が算出された。

利根川の左岸に位置する群馬郡新堀（にいぼり）村（現、前橋市）は元禄十三年（一七〇〇）当時、前橋藩十三万石の城主酒井忠挙（ただたか）の所領であつた。この水帳（写本）は、本文の末尾にも記されているように、寛文八年（一六六八）の検地帳（古水帳）と対比照合し、寛文の検地以降、新たに川欠永引きとなつた田畠など、その実態に即して訂正を加えたものとされる。このときは全耕地を実測することなく、寛文検地を再確認したものと考えられている。